

平塚市教育委員会令和7年9月定例会会議録

開会の日時

令和7年9月16日（火）14時00分

会議の場所

平塚市役所本館3階302会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 菅野 和恵 委員 大野 かおり
委員 増井 峰夫 委員 小林 誠

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	長谷川 孝	教育総務課長	野地 剛
教育総務課教育総務担当長	諸星 薫	教育総務課企画担当長	小嶋 豊綱
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	吉澤 達夫

◎学校教育部

学校教育部長	石井 鮮太	学務課長	西山 弥生
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	小塚 祐歩
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	伊沢 秀樹
子ども教育相談センター所長	中山 文恵		

◎社会教育部

社会教育部長	石川 亜貴子	社会教育課長	石塚 誠一郎
スポーツ課長	新倉 好人	美術館長	小澤 雄一

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和7年9月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和7年8月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和7年8月定例会の会議録は承認されたものとする。

【非公開の発議】

○吉野教育長

本定例会に提出されている本定例会に提出されている案件のうち、議案第22号 平塚市文化財保護委員会委員の委嘱については、人事に関わる案件であり、公正かつ円滑な審議を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項並びに平塚市教育委員会会議規則第15条第1項及び第2項に基づき、非公開での審議を発議する。

発議については、討論を行わず可否を決することと規定されているため、ただちに採決を行う。本件を非公開とすることに異議はないか。

(異議なし)

○吉野教育長

異議がないため、当該案件については、他の案件の審議終了後に非公開で審議する。

1 教育長報告

(1)令和7年9月市議会定例会総括質問の概要について

【報告】

○吉野教育長

8月26日から開催されている、市議会9月定例会における総括質問の第1回目の発言の概要について、教育委員会所管部分の報告をするものである。

詳細は、教育総務部長、学校教育部長、社会教育部長から報告する。

《教育総務部長、学校教育部長、社会教育部長が、資料「令和7年9月市議会定例会総括質問の概要」の所管部分を読み上げ報告を行った》

【質疑】

○大野委員

久保田議員のキャリア教育に関する答弁を読ませていただき、今後ますますキャリア教育が必要であり、大切であることに気づいた。2点感想を述べさせていただく。

1点目だが、キャリア教育を通して子どもたちにどんな力を身につけさせたいのかということを校内の教職員で共有できるといいと思う。

キャリア教育が学習指導要領で正式に取り上げられるようになったのは、現行の学習指導要領からなので、まだ日が浅いと思う。以前は、キャリア教育というと職業選択や進路指導、職場体験のようなイメージが強かった。中学校の職場体験や小学校のまち探検などは、キャリア教育の中でも働くことの意義などを地域から学ぶとても貴重な学習だと思っ

ているが、キャリア教育の目的はもう少し広く、自分の将来をどう生きるか、どう社会と関わるかということを考える力を育てることだと思う。

キャリア教育という教科や領域があるわけではなく、指導要領にも何をすればよいのか明確に示されているわけではないので、キャリア教育に対して先生方が持っているイメージにもばらつきがあると思う。そのような理由からも、キャリア教育の重要性は認識しつつも、難しさもあるのではないかと推測する。

一方、各学校では、学校教育目標を実現するために、目指す子ども像というものを明示していると思う。文科省が示す、キャリア教育で育てたい4つの能力を改めて見てみると、各学校の目指す子ども像と重なったり、つながったりしているものが多いと感じる。そこで、各学校で学校教育目標とキャリア教育をリンクさせ、発達の段階に応じて、目指す子どもの具体的な姿のイメージを教職員で共有しておく、学校としてキャリア教育を通して身につけたい力が明確になり、各教科の授業や特別活動、学校行事なども含めて、キャリア教育の視点で子どもたちを褒めたり価値づけたりというポイントができると思うし、子ども自身も自己評価ができるようになり、先生も子どもたち一人一人の、成長を自覚しやすくなるのではないかと、そういった積み重ねこそがキャリア教育では大切なのではないかと思う。新たなことをプラスするというより、学校教育目標の実現というこれまで学校がとても大切に取り組んできたことや、育てようとしてきた力を、キャリア教育として教職員で見直す、それなら負担感も少なく、キャリア教育本来の目的に合ったものになるのではないかと感じている。

2点目だが、この答弁でも述べられているとおり、キャリア教育を通して、さらに地域と連携した教育が実現できるといいと思う。キャリア教育は、子どもたちが社会への関心を高めたり、社会との関わり方を学んだりする機会として本当に重要な役割を担っているので、地域の力は欠かせないと思う。

既に学校運営協議会などで職場体験やまち探検の活動について、地域に協力をお願いしている学校も少なくない伺っている。その際、「こういった活動があるので協力をお願いします」ということだけではなく、キャリア教育の視点を入れ、活動を通して子どもたちにどのような力を身につけさせたいのかということも伝えていただきたい。それが学校を核として地域全体で子どもを育てるということにつながると嬉しい。

○菅野委員

須藤議員から小中一貫教育の質問をいただいている。ここでは、小中連携や一貫教育ということが述べられているが、義務教育学校という選択肢もあるのではないかと思います、資料を読ませていただいた。

平塚市の場合、1つの中学校区に複数の小学校があるケースもあり、小中1校ずつの義務教育学校の形を作るのは難しいかもしれないが、9年間を見通した比較的自由なカリキュラムを作れるとも聞くので、学校適正規模の検討に当たっても、義務教育学校という選択肢があると、より平塚市独自のカリキュラムを取り入れられるなど、魅力的なものが作れるのではないかと感じた。

○増井委員

通学路の安全について府川議員から質問をいただいている。ここではブロック塀について質問をいただいたが、このところ気になることとして、集中豪雨による災害が挙げられる。

最近のニュースでも、地下の駐車場が水浸しになったなどあったが、被害にあった方のインタビューを見ていると、5分、10分で水が溢れてきたとの話もあった。

平塚市では、松原小学校近くの129号線を跨ぐ地下道や、追分の交差点の地下道などがあり、集中豪雨の際は、そういった経路は安全に使用できるかわからない。

雨の状況により通学路を変えるとか、もう1歩進んで、これは土木の所管になってしまうが、地下の水が溜まりやすいところをピックアップして安全に水を流せるようにすることも重要だと思う。災害の形態が変わってきているので、こういった視点での安全評価も必要になってくるのではないかと思う。

○小林委員

キャリア教育に関連した答弁の中で、平塚ジョブステーションについて述べられているが、私も商工会議所の議員として少しここに携わっている。

子どもたちは、「どのような仕事があるのか」ということを知らないなので、まずはそこを知ってもらうことが必要になる。平塚は企業が多く、商工会議所の議員も80人おり、飲食、サービス、金融、建設、物流、観光など様々な企業に登録いただき当該事業に協力いただいている。どういった仕事があるのか、社会で働くということはどういうことなのかなどを教えるよい事業を行っている。

先生方は多忙だと思うので、職業体験などは商工会議所を活用していただければと思う。平塚市と商工会議所がこれからも一緒に、よりよくなってほしいと思う。

(2)その他

な し

2 議案第17号 平塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

3 議案第18号 平塚市教育研究所の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

関連があるため一括して審議する。

文化公園会館公園の利用申し込み等の開始に伴い、教育委員会訓令及び規則を一部改正するものである。

詳細は、教育研究所長から説明する。

○教育研究所長

令和8年4月1日に供用開始となる文化公園会館は、市長部局が所管する施設となるが、

会館を利用するために事前に行う登録や利用申込みの受付を含め、文化公園会館の管理及び運営に関する事務については、一部を除き、令和7年10月1日付で教育委員会に委任されることとなったため、訓令及び規則の一部改正を行うものである。

始めに議案第17号について説明する。平塚市教育委員会事務決裁規程は、教育長の権限に属する事務の決裁その他事務処理について必要な事項を定めるものとなるが、教育長の決裁事項並びに部長及び課長の専決事項を定める「別表第2」について、教育研究所の所管事務として、文化公園会館の項目を加える。また、所管課長の専決事項として、「文化公園会館の管理及び運営（勤労者関係団体及び青少年関係団体に係る運営に関する事務を除く。）」を加える。括弧書きについては、会館の管理及び運営に関する事務のうち、産業振興課と青少年課が所管する事務は除くというものになる。

続いて、議案第18号について説明する。平塚市教育研究所の管理及び運営に関する規則は、教育研究所の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとなるが、第2条第2項に定める教育研究所の事務分掌に、先ほど同様「文化公園会館の管理及び運営（勤労者関係団体及び青少年関係団体に係る運営に関する事務を除く。）」を加える。

議案第17号の訓令、議案第18号の規則の施行日については、それぞれ改正規則及び訓令の附則に記載のとおりとなるが、冒頭で説明したとおり、市長部局からの事務委任を受けての改正となるため、委任の日と同日付の令和7年10月1日としている。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

4 議案第19号 平塚市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

旭地区第2次住居表示整備事業の実施に伴い、別表を整備するものである。

詳細は、学務課長から説明する。

○学務課長

令和7年10月14日に徳延地区、纏地区及び河内地区の全部、並びに公所地区、根坂間地区及び万田地区の一部において、住居表示が実施される事に伴い、旭小学校、松延小学校及び山下小学校の通学区域の表記の修正を行う。

改正の内容は、資料の新旧対照表のとおり、別表（第2条関係）の小学校の通学区域の表記が変更となるものである。具体例として、2段目の松延小学校を挙げると、「河内川左岸で東海道新幹線以南の根坂間、河内川以北の河内」が「河内二丁目」になり、「南原河内

線以北及び徳延 1 1 号線以北の徳延」が「徳延三丁目」になり、「纏」が「纏一丁目 纏二丁目 纏三丁目 纏四丁目」になるものである。

令和 7 年 8 月 7 日付で、当該地区の住居表示に係る告示が実施された事を踏まえ、今回通学区域を定める当該規則の一部を改正するものである。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

5 議案第20号 平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

使用料の減額に関する規定を整備するものである。

詳細は、スポーツ課長から説明する。

○スポーツ課長

今回の改正は、平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則第 12 条第 1 項第 9 号の使用料の減額に関する規定を整備するため、「体育施設等」を「体育施設」に改めるものである。

改正の経緯だが、平成 30 年度に新たにスポーツ施設を加えた、平塚市、伊勢原市、秦野市、大磯町、二宮町及び中井町の 3 市 3 町の相互利用に関する協定が締結され、3 市 3 町の住民についても平塚市民と同額とするために同規則を改正し、5 割減額の減免規定が設けられた。平成 30 年度当時の改正目的は、条例上において、平塚市民以外の住民がスポーツ施設を利用する場合、倍額の料金を徴収するものとされていたことからなされたものである。この減免規程の対象には本市の学校運動場夜間照明施設、いわゆるナイター施設は含まれないことから、実際の運用に合わせるために、今回規定を改めるものになる。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

6 議案第21号 令和7年度平塚市スポーツ功労者被表彰者の決定について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市スポーツ功労者表彰要綱に基づき、選考委員会から本市のスポーツ振興に顕著な成果を挙げたとして、表彰候補者の推薦を受けたので、被表彰者として決定するものである。

詳細は、スポーツ課長から説明する。

○スポーツ課長

本市スポーツ功労者表彰は、資料の表彰要綱に基づき、スポーツの健全な普及及び発展に貢献した方々を表彰するものである。

被表彰者の決定については、表彰要綱第5条に選考委員会の推薦を受けて、教育委員会が決定するとあるので、提案させていただくものである。

表彰の基準は、表彰要綱第2条に4項目定められており、資料に記載の項目欄の数字にあるように、被表彰者の項目（1）「地域または職域において10年以上、体育又はスポーツ、レクリエーションに普及奨励に努め、その功績が顕著であるもの」に該当となっている。

なお、表彰候補者の選考については、表彰要綱第4条に基づき、教育長をはじめ各種スポーツ団体の代表者の計7名の委員で構成された選考委員会において、候補者を選考するものとなっており、今年度は8月20日に選考委員会を開催し、選考の結果、5名1団体を被表彰者として推薦することとなった。

それでは、表彰候補者の功績について、スポーツ功労者一覧表から説明させていただく。

1番、スポーツ協会から推薦があった片倉久さんだが、現在市空手道連盟の理事を務めており、長く空手道の指導及び大会等の競技運営に携わっており、現在も連盟で中心的な存在として活躍されている。

2番、同じくスポーツ協会から推薦があった西田俊哉さんだが、現在市ゴルフ協会の副理事長及び競技委員長を務めており、ジュニアゴルファーの育成に尽力されている。

3番、体育振興連絡協議会から推薦があった山脇克義さんだが、現在松が丘地区体育振興会会長を務めており、自治会及び地域諸団体と連携し、地域の発展に寄与されている。

4番、スポーツ推進委員協議会から推薦があった庭月野義行さんだが、現在スポーツ推進委員協議会研修部長を務めており、中心的な役割として協議会の発展に貢献されている。

5番、スポーツクラブ連合から推薦があった工藤孝政さんだが、30年にわたり地区の小学生のサッカーコーチを務めており、現在では市サッカー協会の小学生を対象とした4種委員長として選手の育成に貢献されている。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

7 その他

なし

【非公開審議】

○吉野教育長

教育長が、議案第 22 号の審議に際し、傍聴人及び関係する事務局職員以外の退室について発言した。

8 議案第22号 平塚市文化財保護委員会委員の委嘱について

【結果】

教育長及び社会教育課長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会 9 月定例会は閉会する。

(15 時 04 分閉会)